地上デジタルテレビ・データ放送を活用した

市政情報等発信業務委託仕様書

１　業務名

　　地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務

２　業務履行期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年９月30日（土）まで

（2）本放送実施期間

令和７年10月１日（水）（予定）から令和10年９月30日（土）まで

３　業務の目的

　　札幌市では、平成28年度より市政情報等をいつでも簡単に入手できるよう、パソコン操作が苦手な方でも操作できる地上デジタルテレビ・データ放送を活用した情報発信を実施している。本業務では、データ放送の仕様・画面を再構築して見やすさや使いやすさを向上するとともに、効果的な広報によって認知度を上げ、データ放送の市民利用促進を図ること、また、放送開始後の円滑なデータ放送の運営・管理を行うことを目的とする。

４　業務の内容

札幌市がデータ放送を活用して市政情報等を提供・発信するため以下の業務を行う。なお、放送エリアは市内全域に一斉放送できることを必須要件とする。

また、受託者は、下記項目に係る運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整等を行うこととする。本業務の実施については、契約後遅滞なく開始すること。

（1）データ放送画面の構築及び試験放送（契約締結日～令和７年９月30日(火)（予定））

ア　データ放送の掲載内容及び掲載情報量は、別紙「掲載内容詳細」を参照し、示された内容に対応可能な構成にすること。また、市政情報のうち、イベント情報における各項目については、各階層の振り分け方法やジャンルの名称、掲載順序を見やすいように再構成し、利便性の高い画面の構築を図ること。さらに、次画面へ遷移する際に時間が短くなるなどスムーズに反応するように工夫すること。なお、別紙の市政情報や配信件数は目安であり、内容を変更することがある。

　イ　テレビリモコンの「ｄ（データ）」ボタンを押して表示される画面（第１階層）に「札幌市からのお知らせ」を常に表示すること。（キー局等の番組情報が表示される場合は除く）

　ウ　イの「札幌市からのお知らせ」を押して表示される画面（第２階層）は、掲載内容が分かりやすく整理されたメニュー画面とする。

　エ　ウのメニュー画面で表示された項目については、可能な限り階層を減らし、各項

目の詳細情報を表示すること。

　　オ　「札幌市からのお知らせ」に関連する情報を表示している時の通常放送のテレビ画面の大きさはテレビ画面全体の４／８以内とする。

　　カ　感染症のまん延や災害、ヒグマの出没等、市民に特に注目してほしい情報の配信に備え、複数の注目情報に対応できる画面を構築すること。

キ イベントの中止等、掲載情報に変更がある場合に、修正の依頼から12時間以内で対応できる体制もしくは、委託者自らが情報を修正および配信できる仕組みを構築すること。なお、いずれの場合も配信データを管理しやすいように、配信中のデータには番号を振るなどの設計を行うこと。

ク　市公式Ｘアカウントが発信した情報について、最新の10件程度を表示させる画面及び市がデータ提供を行わずに更新される仕組み等を構築すること。

ケ　画面のデザインや配色にあたっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」（[www.city.sapporo.jp/koho/color/](http://www.city.sapporo.jp/koho/color/)）を参照するとともに、メニューや階層等について、誰にとっても見やすく分かりやすいよう設計すること。

コ　本放送開始前に試験を行い、本放送を確実に実施できることを確認すること。なお、試験において不具合が生じた場合、画面等の設計を修正し、修正に係る再構築費用は、受託者が負担することとする。

（2）本放送の運用・管理業務（令和７年10月１日（水）（予定）～令和10年９月30日

(土)）

ア　放送エリアは市内全域に一斉放送できることを必須条件とする。

イ　更新頻度は、週１回、年間48回を定期更新とするが、イベントの中止や変更等があった際は修正の依頼から12時間以内に更新することとする。また、データ更新の曜日は原則水曜とし、時刻は、札幌市と協議の上決定する。なお、年末年始や祝日がある月についても、協議の上更新日等のスケジュールを定める。さらに、災害等をはじめとする注目情報については、事前に構築しているメニュー画面にて即時で情報を更新することとする。

ウ　掲載情報はcsv形式またはxlsx形式のデータを送付する。送付データについて、文字数や曜日、URL、改行箇所、環境依存文字による文字化け等を確認の上、各項目に振り分けを行い、配信できるよう更新作業を終えること。なお、更新作業終了後、配信しているデータ一覧をExcelなどのデータにて提供すること。

エ　札幌市と円滑な連絡体制を築き、スピーディな掲載情報の追加・削除など管理業務を行うこと。

オ　アンケートの実施等によりデータ放送利用者の声を収集し、定期的に検証を行い委託者へ報告するとともに、市民にとってより利便性が高いデータ放送となるよう、適宜委託者と協議し、改善に努めるものとする。

カ　放送開始後、データ放送画面等の修正を行う場合があるが、修正に係る再構築費用は、受託者が負担することとする。

（3）データ放送ＰＲ業務（契約締結日～令和10年９月30日(土))

 　 データ放送を開始する前後の期間において、市民へＰＲを行い、利用促進を図ること。また、本放送実施後、データ放送の利用促進及び認知度向上のため、効果的なＰＲを行うこと。ＰＲの具体的な方法や各媒体における実施回数については、企画提案の内容に沿って、札幌市と協議のうえ実施するものとする。

５　成果品

（1）データ放送画面構築及び試験

受託者は、データ放送画面構築にかかるシステム構成等の報告及び試験の実施状況・結果について報告書を作成し、業務完了届とともに令和７年９月30日(火)（予定）までに提出すること。

（2）本放送開始後

　受託者は、本放送開始後、毎月終了後に実施状況及び作業内容、閲覧数等を記載した月次報告書等を作成し、業務完了届とともに提出すること。

　 　なお、令和８年３月、令和９年３月、令和10年３月の業務完了分は各年３月31日、令和10年９月の業務完了分は同年９月30日に提出すること。

６　その他

（1）データ放送画面の構築等にあたっては、企画提案の内容を元に委託者と受託者で協

議・調整の上、決定・開発するものとする。

（2）本業務は定められた契約額の中で実施するものであり、業務の遂行上必要な費用は、

原則として受託者が負担すること。

（3）本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処

理する。

（4）本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図

るものとする。

（5）業務上知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないよう注意すること。ま

た、札幌市又は札幌市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するも

のとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものにつ

いては、この限りではない。

（6）受託者は業務の着手及び業務中に必要な打合せを適宜行い、目的達成に努めること。

(7) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。また委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

(8) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆

送信権等）、第26条の２（譲渡権）、第26条の３（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、札幌市がその一部または全部について譲渡することを要しないと認めた場合は、この限りではない。また、受託者は委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。

 (9) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。なお、成果品が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨をふまえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

（10）受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

（11）本業務の遂行にあたり、業務責任者を配置し、業務実施体制表を委託者に提出の上、あらかじめ委託者の確認を受けること。

（12）本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守す

ること。

（13）本業務の遂行にあたっては、市が運用する「札幌市環境マネジメントシステム」

に準じ、環境負荷低減に努めること。

**掲載内容詳細**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **市政情報** | **項目** | **表示内容** |
| お知らせ情報 | 札幌市からのお知らせ | データ放送の概要 |
| 各種窓口 | 市役所・各区役所の住所、札幌市コールセンター、夜間急病センターなどの住所、電話番号など |
| 広報さっぽろ | 当月の広報誌の記事の概要 |
| 広報番組 | テレビ・ラジオの放送予定番組 |
| 市議会からのお知らせ | 定例会の案内、議場見学の案内など |
| ホームページ・LINEのご案内 | 市公式ホームページのアドレス、市公式LINEの紹介など |
| イベント情報 | 主な施設 | 「青少年科学館」「ちえりあ」など施設ごとの情報（28施設、その他） |
| ジャンル | 「子ども・子育て」「暮らし」などのジャンルごとの情報（8ジャンル、その他） |
| 各区の情報 | 「中央区」「北区」などの各区ごとの情報（10区、その他） |
| 新着情報 | 直近で更新された情報を、主な施設・ジャンル・各区ごとに表示 |
| イベントカレンダー | イベント情報を１週間ごとに６週分表示 |
| 注目情報 | 路線バスの運休情報（冬期間のみ） | 大雪などにより、市内路線バスに遅延や運休が生じた際に、各バス会社の情報を表示 |
| 防災 | 地震や大雪など、自然災害に関する情報 |
| ヒグマ | ヒグマの出没情報や注意事項 |

【提供するCSVデータ】

・掲載情報量はいずれも１件あたりの情報の最大掲載文字数：30字（全角）×18行＝540字

・想定掲載件数：合計　最大750件程度（一回の更新件数　最大220件程度）

・イベント情報の項目は以下のとおり

施設名or総称、行事名、内容、日時、会場、対象、定員、費用、申込方法、問い合わせ、配信開始日、配信終了日、イベント開始日、イベント終了日

・CSVデータのサンプルは別添のとおり